

令和2年度 介護保険事業所等実地指導 主な指摘事項

可茂県事務所

サービス種類	指摘項目	指摘事項
共通	運営規程	サービス提供曜日・時間について、運営規程と重要事項説明書の整合を図り、必要の都度運営規程の変更を行うとともに、県事務所へ届出を行うこと
共通	勤務表	勤務実績表について、専従・兼務の関係を明確にし、各職種の配置状況が分かるよう様式を再検討すること。
共通	秘密保持	従業者の秘密保持について、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、秘密保持誓約書等により、必要な措置を講ずること。
共通	秘密保持	利用者や家族の個人情報の取扱いについて、あらかじめ文書により利用者や家族の同意を得ること。
訪問介護	勤務表	勤務実績表について、専従・兼務の関係を明確にし、訪問介護員等が人員基準上配置されていることが明確に分かるよう様式を再検討すること。
訪問介護	初回加算	初回加算について、サービス提供責任者が指定訪問介護を行った、又は同行訪問した記録を残すこと。
訪問看護	複数名訪問加算	複数名訪問加算について、訪問看護利用料金表において加算の説明は行っているが、利用者又はそのご家族等に対し、厚生労働大臣が定める基準のうち一人で看護を行うことが困難な理由に該当する理由を示し、あらかじめ書面で同意を得ておくこと。
通所介護	サービス計画書	通所介護計画について、居宅サービス計画の内容が一部反映されていない事例があったため、居宅介護支援事業所と連携の上、適切に作成すること。
通所介護	非常災害対策	非常災害対応に係るマニュアル（火災、風水害、地震等）を作成し、避難・消火訓練等実施の上、記録に残しておくこと。